

遺族厚生年金請求手続きに必要な書類 チェック☑シートとしてお使いください

項番	添付書類	提出前にご確認を
1	■請求される方の戸籍の謄本（全部事項証明）…（受給権発生日以降で提出日から6カ月以内に交付されたもの【原本】）または 法定相続情報一覧図【原本】	<input type="checkbox"/>
2	■請求される方の住民票【原本】 （世帯全員分、世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>
3	■亡くなられた方の住民票の除票【原本】 （亡くなられた日以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>
4	■請求される方の所得証明書・課税（非課税）証明書【原本】	<input type="checkbox"/>
5	市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書）のコピー または 死亡届の記載事項証明書【原本】	<input type="checkbox"/>
6	年金受給権者死亡届（報告書）兼 未支給年金・未支払給付金請求書【用紙同封】	<input type="checkbox"/>
7	マイナンバー確認書類等の貼付台紙【用紙同封】	<input type="checkbox"/>
8	年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）【用紙同封】	<input type="checkbox"/>
9	請求される方の預金通帳の写し （口座名義人（フリガナ）、金融機関名、支店名、口座番号、預金種別が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>
10	亡くなられた方の年金証書 【原本】	<input type="checkbox"/>
11	請求される方の基礎年金番号が分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>
12	請求される方の最新の年金額改定通知書の写し（または支払通知書の写し）	<input type="checkbox"/>
13	年金受給選択申出書【用紙同封】	<input type="checkbox"/>

【用紙同封】は当共済組合から請求書をお送りした際に同封しています。

■個人番号（マイナンバー）による戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略について

マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、情報の取得を行うことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略を行っています。

なお、以下の場合については、原則、戸籍、住民票、所得証明書等が必要になります。

- ・ マイナンバーにより情報連携ができない場合（マイナンバーのご記入がない場合等）
- ・ 過去5年分より前の住民票または所得証明書等が必要な場合
- ・ 令和4年1月10日以前に亡くなった方の情報を確認するために戸籍が必要な場合
- ・ 戸籍の電算化前に別の戸籍に移った方の情報を確認するために戸籍が必要な場合（*）

* 市区町村の電算化の時期によってはマイナンバーによる情報連携で確認ができない場合がありますので、ご了承ください。

* 戸籍の電算化については、平成6年より順次行われており、令和2年9月28日に全市区町村で完了しています。